

長崎市告示第616号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項に規定する指定居宅サービス事業者及び同法第53条第1項に規定する指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条第1号及び第115条の10第1号の規定により次のとおり告示する。

令和8年10月22日

長崎市長 鈴木史朗

	事業者等の名称	事業所の名称及び所在地	指定年月日	サービスの種類
1	有限会社ヘルパーステーションぬくもりの家	訪問看護ステーション風 長崎市大手2丁目1番63号	令和8年 10月1日	訪問看護・介護予防訪問看護
2	株式会社 NeoBridge	訪問看護ステーション ポレポレながさき 長崎市目覚町9番6号 メゾンK1階	令和8年 10月1日	訪問看護・介護予防訪問看護